

(1) 県税の未収金(平成15年度末現在4,273,683,678円)については、改善のあとが見られるものの、引き続きその解消に努めること。(熊本県税事務所)

土木部

(1) 道路占用料等の未収金(平成15年度末現在1,846,797円)については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。(熊本土木事務所)

宇城地域振興局

(1) 県税の未収金(平成15年度末現在160,320,861円)については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(2) 農業改良資金貸付金償還金の未収金(平成15年度末現在9,017,000円)及び生活保護返還徴収金等の未収金(平成15年度末現在4,012,964円)については、引き続きその解消に努めること。

玉名地域振興局

(1) 県税の未収金(平成15年度末現在264,972,515円)については、引き続きその解消に努めること。

(2) 工事契約変更に伴う年度後返納の未収金(平成15年度末現在29,178,776円)、橋梁破損補修に伴う雑入の未収金(平成15年度末現在8,720,000円)及び道路占用料等の未収金(平成15年度末現在1,071,536円)については、引き続きその解消に努めること。

鹿本地域振興局

(1) 県税の未収金(平成15年度末現在128,030,082円)については、引き続きその解消に努めること。

(2) 農業改良資金貸付金償還金等の未収金(平成15年度末現在5,081,100円)については、引き続きその解消に努めること。

菊池地域振興局

(1) 県税の未収金(平成15年度末現在244,871,872円)については、引き続きその解消に努めること。

(2) 農業改良資金貸付金償還金の未収金(平成15年度末現在3,602,000円)及び知的障害者保護費負担金等の未収金(平成15年度末現在1,562,667円)については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(3) 菊池地域観光推進事業に関する業務委託において、委託料700,000円の一部が実質的な補助金として支出されていた。予算の目的に沿った事務執行に努めること。

(4) 土木部の非常勤嘱託職員に係る報酬18,857,075円の一部が、農林水産業費で支出されていた。予算の目的に沿った事務執行に努めること。

阿蘇地域振興局

(1) 県税の未収金(平成15年度末現在115,343,415円)については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(2) 知的障害者保護費負担金等の未収金(1,754,981円)については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

上益城地域振興局

(1) 県税の未収金(平成15年度末現在124,777,535円)については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(2) 生活保護費返還徴収金の未収金(平成15年度末現在6,320,762円)及び農業改良資金貸付金償還金等の未収金(平成15年度末現在1,930,635円)について、引き続きその解消に努めること。

(3) 道路占用料、河川敷占用料及び水利使用料において、年度当初に収入調定を行わなければならないものについて、大幅に遅れて収入調定が行われていた。事務改善に努めること。

八代地域振興局

(1) 県税の未収金(平成15年度末現在202,947,700円)については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

芦北地域振興局

(1) 県税の未収金(平成15年度末現在36,944,166円)については、引き続きその解消に努めること。

(2) 単県急傾斜地崩壊対策工事において、標準工期150日より大幅に短い22日で工期が設定され、施工されているものがあつた。事業の適正な執行に努めること。

球磨地域振興局

(1) 県税の未収金(平成15年度末現在109,131,729円)については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(2) 生活保護返還徴収金等の未収金(平成15年度末現在1,744,444円)については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(3) 屋外広告物許可申請書の受付事務において、収入証紙の貼付及び消印の事務処理が規程どおり行われていなかった。事務改善に努めること。

天草地域振興局

(1) 県税の未収金(平成15年度末現在142,194,147円)については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

(2) 港湾区域占用料等の未収金(平成15年度末現在1,968,924円)については、改善が見られるものの、引き続きその解消に努めること。

警察本部

- (1) 下記の事項につき、規定と運用実態の不一致が発生している。早急にその解消を図るとともに、適切な運用に努めること。(会計課)
- ① 公安委員会告示では駐在所とされているものの、その実態を有しないものについて、警察官の宿舍として使用し、熊本県宿舍管理規則で規定された無料宿舍としての取り扱いが行われている。
 - ② 公安委員会告示では駐在所とされているがその実態がないもの、又は廃止された駐在所について、警察官の宿舍として利用のうえ、本来、駐在所に勤務する際に贈与される警察協力報償金等が、宿舍の入居者に対し贈与されている。
 - ③ 「熊本県警察の組織に関する訓令」で定められた連絡所については、熊本県宿舍管理規則で規定された無料宿舍ではないが、無料宿舍としての取り扱いが行われている。

○指導事項

なお、監査時において、①公用車による職員の交通事故、②通勤手当における通勤距離の再調査が必要なもの、③時間外勤務の事務処理や時間外勤務手当の支給が不適切なもの、④収入調定期の遅れ、⑤収入証紙消印実績の誤り、⑥備品の処分等が必要であるにもかかわらず処理が遅れているもの、⑦以前取得された用地が未登記のまま残っているもの等に関して、是正又は改善を要する事項として指導を行った。

○警察署の捜査費(報償費)関係

(対象所属)

本年6月に実施済みの熊本市内3警察署及び書面監査を実施した警察署を除く10警察署を対象として、捜査費の支払状況等の調査を実施した。

(調査対象書類等)

捜査費に関する現金出納簿、捜査費支出伺い、支払精算書、領収書等を調査し、支払精算書の中から抽出し、捜査費を執行した捜査員に聞き取りを行った。

また、支払精算書の会食費領収書の中から抽出して、飲食店等に文書による確認調査を行った。

(調査結果)

資金前渡された捜査費の金額は、関係所属に現金交付され、各所属における現金出納簿の記載金額と一致し、支払伺い、支払精算書等は適正に作成されていた。

支払精算書には、領収書、レシート等が添付されるか、領収書等が作成されなかった場合、その理由を記載し所属長の確認押印が行われていた。また、利用した飲食店に対し支払期日、金額等を文書により確認依頼した結果、支払いが確認された。

支払精算書等の関係書類において、捜査費の交付対象である協力者等の氏名は、捜査上の支障や今後の協力が得られなくなること等の理由により、すべて紙テープが貼られており開示されなかったため、協力者等に対する確認はできなかった。

以上の調査の結果により確認できた範囲においては、捜査費について適正に執行されていると認められた。

なお、今後とも捜査費の適正な執行を図るため、支出目的については厳格に確認を行い、可能な限り領収書をすべて添付するなど、県民に対する説明責任を果たすための検討が行われるとともに、監査に際しても、可能な限り開示されるよう望むものである。

熊本県警察本部告示第5号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成16年12月27日

熊本県警察本部長 大山 憲 司

1 借入物品及び数量

熊本県警察行政手続等電子化システム用機器 一式

2 入札参加資格

熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局管理調達課資格審査班(県庁行政棟本館2階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話 096-383-1111 内線 6350

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成16年12月27日(月)から平成17年1月21日(金)までの日(県の休日を